

令和2年度の
国民年金保険料は、
月額1万6540円です



国民年金保険料は毎年見直しが行われます。令和2年度は、130円引き上げられ月額1万6540円となります。一定期間分の保険料をまとめて前払い(前納)すると、別表のとおり保険料が割引されます。
※1年前納納付書、6か月前納納付書は、4月上旬に届く納付書に同封されています。
※2年前納を希望する方は、申し込んでください。
▽申込み・問合せ 保険年金課 0428・30・3410

国民健康保険加入者の
皆さんに温泉施設の
割引利用券のご案内

東京都国民健康保険団体連合会では、国民健康保険に加入する方の健康増進のために、次の温泉施設の割引利用券を配布しています。

- ▽温泉施設
 - 秋川渓谷 瀬音の湯 (☎595・2614)
 - 檜原温泉センター「数馬の湯」(☎598・6789)
 - 奥多摩温泉「もえぎの湯」

監査委員に影山守彦氏

前監査委員の青木豊氏が辞任したことに伴い、新しい監査委員に影山守彦氏が選任されました。任期は、令和6年3月31日までです。

別表 納付方法による割引額の比較(令和2年度)

納付方法	年間の納付保険料	毎月納付(現金)と比較した割引額	納付期限
毎月納付(通常)	4月分～翌年3月分(1か月ごと) 198,480円(16,540円×12月)	—	翌月末日
6か月前納	4月分～9月分10月分～翌年3月分 196,860円(98,430円×2期)	1,620円(810円×2期)	4月末日10月末日
1年前納	4月分～翌年3月分 194,960円	3,520円	4月末日
2年前納	4月分～翌々年3月分 383,210円(2年度分)	14,590円(2年度分)	4月末日

※2年前納は、令和2年度の保険料(月額16,540円)、令和3年度の保険料(月額16,610円)をもとにした金額です。

表 中学生以上の割引料金(入館料金より)

秋川渓谷 瀬音の湯	200円割引
数馬の湯	300円割引
もえぎの湯	300円割引
つつる温泉	200円割引

※小学生は、各施設200円割引です。
※他の割引と併用できません。

●生涯青春の湯「つつる温泉」(☎0428・82・7770) ※詳しくは、各施設に直接お問い合わせください。
▽割引料金 表のとおり
▽配布枚数 1回につき1世帯1枚(1枚で3人まで利用可)
※2回目以降も在庫がある限り配布できますが、お手元にある利用券を使用してからお越しください。

▽配布場所 保険年金課、五日市出張所、増戸連絡所係(五日市フラインクプラザ内、火曜・木曜・金曜日の午前9時から午後5時まで)
※国民健康保険被保険者証を必ずお持ちください。
※市内在住の後期高齢者医療被保険者の方には「秋川渓谷瀬音の湯」の割引利用券のみ1回につき1人1枚(本人のみ利用可)配布しています。
▽問合せ 保険年金課国民健康保険係、後期高齢者医療係

納税などには便利な口座振替をご利用ください

後期高齢者医療保険料の料率などが変わりました



後期高齢者医療保険料の料率、

限度額、均等割額の軽減判定基準額が変わりました。保険料の料率は、2年間の医療給付費などに応じて2年ごとに見直しが行われます。東京都後期高齢者医療広域連合では、令和2・3年度の保険料率などを決定しました。令和2年度の後期高齢者医療保険料決定通知書・納入通知書は被保険者全員に7月中旬に送付します。
●均等割額が、4万3300円から4万4100円になりました。

▽問合せ 保険年金課後期高齢者医療係
※詳しくは、3月21日の新聞折込「東京いきいき通信」の「27」、7月に送付する保険料決定通知書に同封のチラシをご覧ください。

表1 1世帯当たりの保険税の計算(年額)

区分	医療分	支援金分	介護分
所得割(令和元年中の所得に対して計算)	5.03%	1.62%	1.53%
均等割(被保険者1人)	24,200円	9,000円	12,000円
平等割額(1世帯)	3,600円		
課税限度額(1世帯の年間限度額)	63万円	19万円	17万円

令和2年度の国民健康保険税の改正
●医療分の均等割額、平等割額、医療分と介護分の課税限度額が表1のとおり改正されました。
●軽減判定基準額が表2のとおり改正されました。

表2 所得による均等割額・平等割額の軽減

軽減割合	合計所得金額
7割	33万円以下
5割	33万円+(28.5万円×被保険者数)以下
2割	33万円+(52万円×被保険者数)以下

※詳しくは、市ホームページに7月に送付する納税通知書に同封のしおりをご覧ください。
※令和2年度の納税通知書は、国民健康保険の被保険者のいる世帯主に、7月上旬から中旬までに送付します。
▽問合せ 保険年金課国民健康保険係

表3

○社会福祉法人と福祉施設などの指導、検査等を一体的に実施するため、福祉総務課を新設しました。既存の生活福祉課の所管事務と整理を行います。

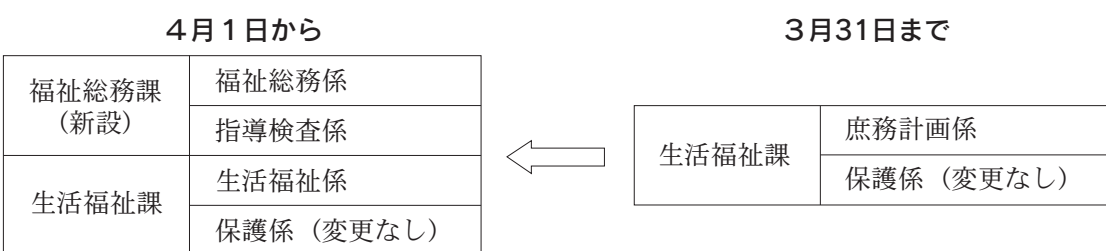
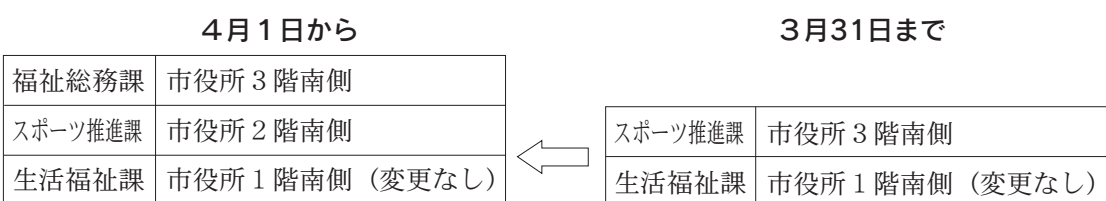


表4

○事務室の移転等



※生涯学習推進課文化財係は、五日市郷土館内に移転しました。

市の組織が変わりました

市では、行政事務のより一層の効率化を推進するため、組織(表3)を改正しました。これ

に伴い、関係する課の市役所内の事務室(表4)を変更しました。
▽問合せ 企画政策課(直通558・1261)

使用済小型電子機器の分別方法が変わりました



ヘラスソウ げんくん

資源とごみの処理方法などの見直しに伴い、使用済小型電子

機器の分別方法が変わりました。●使用済小型電子機器の大きさと重さの制限がなくなりました。
●電子レンジも使用済小型電子機器で回収します。
※詳しくは、市ホームページ「ごみの分別50音順」をご覧ください。
▽問合せ 生活環境課清掃・リサイクル係